

鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（案）に係る  
市民政策コメントの実施結果について

1. 実施期間

令和5年10月10日（火）～10月31日（火）

2. 意見総数

提出者数 11名 意見数 14件

3. 意見の内容と対応方針

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
<条例全般>		
1	<p>この条例案に対しての意見は「賛成」である。</p> <p>風力発電など一定規模以上の無秩序な開発行為に対して、市長に許認可の権限を持たせることは必要であり、その判断に際しては、自然を守るとともに住民生活を守ることを優先すべきである。</p>	本市としてもこの条例に基づき、斜面の安全確保や災害発生の防止並びに良好な自然環境や生活環境の保全を図っていきたいと考えています。
2	<p>広大な切土、盛土による建設を阻止するためにも大切な条例である。</p> <p>保安林解除の禁止とともに厳しい条例で住民の安全を守っていただきたい。</p>	一定規模以上の盛土等の行為に対しては、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に規定する規制基準により許可を行いますが、本条例では盛土規制法の盛土等の許可対象の基準を一部上乗せする規定を設けることとしています。
<土地所有者等の責務>		
3	<p>風力発電事業地など山中に残された跡地は特に人目に触れなくなり、危険な状態になっても放置されたままになるので、「完了又は廃止後の土地所有者、管理者等の責務」に関する事項を加えるべきである。</p>	今後予定している盛土規制法に基づく規制区域の指定後においては、一定規模以上の盛土等の行為を伴う特定工作物の撤去並びに廃止時検査を完了した後の土地の維持管理、責任の所在については、条例ではなく、盛土規制法（法第22条及び第41条）に、土地の保全等に関する事項として、「土地の所有者、管理者等は、特定盛土に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない」と明記されており、法に基づき対応してまいります。
<特定工作物の規制対象>		
4	傾斜地15度以上という数値に囚われず工作物設置の規制対象としてほしい。	斜面地への特定工作物設置については、既に県条例により県内全域を対象として規制

		が行われています。本市としても、県内における規制基準の統一を図ることで、無秩序な行為が行われることのないよう県に準じて規定することとしています。
<定期報告>		
5	風車等工作物を撤去するまでに 1 年ごとに事業者が現場の状況報告し、市の担当者も現地確認をするべきである。	条例では、特定工事完了後において、事業区域の維持管理状況等について、1 年ごとに定期報告を行う他、必要に応じて立入調査を実施することとしており、これらを通じて、斜面の安全確保及び災害発生の防止に努めます。
<災害防止（土地の維持管理）>		
6	風力発電を撤去した土地は地盤が弱くなっているので、土砂崩れが起きる可能性は大きいにあると思う。そういう時のために、そういう土地の維持管理を条例に災害発生防止対策として設けていただきたい。	風力発電設備等の特定工作物撤去後の、盛土等がされた区域における土地の維持管理については、盛土規制法（第 22 条及び第 41 条）による規制対象とされております。 なお、事業者が特定事業の許可申請を行おうとする際には、あらかじめ防災・環境保全費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関へ預入すること（条例第 21 条関係）しており、事業者が市長の命令に従わなかった場合等には、その保証金を必要な措置に要する費用に充てることができる旨を条例第 23 条に規定しております。
7	盛土条例はいいことなので期待している。 全国の事例で風車の事故が発生しており、建設中、稼働中等に異常気象（線状降水帯、集中豪雨他）が発生した場合の具体的な処置を付け加えてほしい。	条例では、特定事業の実施にあたり、事業者及び所有者等の責務として、災害発生の防止に向けて必要な措置を講ずるため、斜面の安全に係る技術基準に適合した災害発生防止措置の実施や、それに必要な費用の確保を行うことについて規定しています。
8	「業者に地上権設定契約をとられている個人・団体が所有する土地（山林等）の維持管理は業者の責任とし、当初の地上権設定契約の契約期間続くものとする。」を追加項目に加えてほしい。 土地の所有者は、地上権設定契約期間においては、手も足も出ないため。	条例では、当事者同士の契約に関する事項について関与することはできません。 事業者及び所有者等について、特定事業の実施にあたっては、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境を保全するために必要な措置を講ずること等の責務が義務付けられています。

9	<p>盛土崩れ等関連の災害発生は風力発電の風車撤去後（事業終了後）の方が高いと思われる。検査が終わってからは、誰が維持管理するのか、誰が責任を持つのかが明記化が必要ではないか。</p>	<p>本条例は、既に県内全域を対象として施行されている県条例を踏まえ、県内における規制基準の統一を図ることで、無秩序な行為が行われることのないよう県に準じて規定することとしています。</p>
10	<p>風車事業終了後、風車等の工作物撤去後の盛土・道路の維持管理はどうなるのか。 風車事業終了後も、元の森林になるまでの維持管理をし災害発生防止につなげるよう明記してほしい。</p>	<p>今後予定している盛土規制法に基づく規制区域の指定後においては、一定規模以上の盛土等の行為を伴う特定工作物の撤去並びに廃止時検査を完了した後の土地の維持管理、責任の所在については、条例ではなく、盛土規制法（法第22条及び第41条）に、土地の保全等に関する事項として、「土地の所有者、管理者等は、特定盛土に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない」と明記されており、法に基づき対応してまいります。</p>
11	<p>特定事業の完了後、せめてその後10年は毎年点検をし、自然災害に対する早目の対処についての内容を盛り込んでほしい。 事業完了後は元の森林に見えるようになるまでは管理の責任を事業者に持つてもらうような1文を入れてほしい。</p>	
12	<p>風力発電事業では、広大な造成工事が必要となり、山全体の形態が大きく変わる。 事業稼働期間でもかなりの災害が起きる箇所ができると思う。 また事業終了後もさらに状況が悪化すれば、さらに手を付けられない状況となる。誰の責任で修復するのか。</p>	<p>斜面地への特定工作物設置において一定規模以上の盛土等の行為を伴う場合、盛土等については、条例ではなく、盛土規制法に規定する規制基準により許可を行います。 盛土規制法では、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することの明確化と併せて、災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者（当該盛土等を行った造成主、工事施工者、過去の土地所有者等）に対しても、是正措置等を命令できるものとし、責任の所在の明確化が明記されています。</p>
13	<p>風車等建設事業が終わった後、また検査終了後に災害が発生した場合、復旧自体は土地所有者が行うのか？土地所有者が復旧を放棄した場合、市はどうするのか明記してほしい。</p>	
14	<p>今は集中豪雨、巨大台風が毎年発生している時代であり、災害発生防止措置（盛土の排水路整備等）の維持管理が必須である。半永久的な維持管理は誰が行うのか明記してほしい。</p>	<p>本条例は盛土規制法に付随するものであり、両者が補完することで対応することとしております。</p>